

【75】 “土砂災害防止法”制定25周年

今年は、平成12年（2000）5月に、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（通称、「土防災害防止法」）という長い名前の法律が制定されて満25周年になる、節目の年です。

わが日本河川協会の機関誌「河川」でもこの6月号で特集が組まれています。

この法律がつくられたのは、その前年の平成11年6月の豪雨で、広島市内の山麓の市街地に広範囲にわたって大規模な土砂災害が発生し、多数の家屋が被災するとともに30人近い死者も生じた激甚な災害が契機となっています。

こうやってしまうと、大災害があると何らかの法律ができるというよくある話の一つの思いがちですが、この土砂災害防止法は、わが国の自然災害関係の法律制度の中で画期的な重要性を持ち、その後の防災法制に大きな影響を与えました。

そのポイントは、私有地には所有者に全権があり、“神聖で犯すべからざる”存在で、たとえ公権力といえども税を課すこと以外は、その所有権に規制や制限をかけることは禁じ手であると、国民やマスメディアの常識となっていた時代に、防災上の観点から敢然と土地利用に制限を課したことです。

実は、建築基準法の第39条で、災害危険区域における建築の禁止又は制限を地方自治体の条例により行えることになっているのですが、法律の制定以来半世紀にもなろうというのに、実際に条例を制定した事例は一、二を数えるくらいで、この条項は事実上空文化していたのです。

広島市の災害発生の翌日に、上空から被災地を視察した当時の建設大臣は、山麓にまで市街化が進んでいるのに驚き、帰京して直ちに“土砂災害の防止には、住宅開発を追いかける防災工事ばかりでなく、根本的には土砂災害の危険区域に住宅の立地を規制する要あり”と時の総理（小渕恵三）に報告しました。

これを受けた総理から、“立法措置を含めて危険地域への居住の防止対策を講じよ”との指示があり、災害発生後わずか11ヵ月という短期間で法律の制定に漕ぎ着けたのです。まさしく政治主導の決断だったのです。

土砂災害防止法は、土砂災害の発生するおそれのある地域を「土砂災害警戒区域」（イエローゾーン）、災害時に住民に被害が及ぶおそれのある地域を（レッドゾーン）として、都道府県知事が指定します。

レッドゾーンに指定されると新たな開発や建築に規制がかかり、また特に危険の迫った建物の移転を勧告し、土地のあっせんや資金の助成ができることになっています。

細かいことですが、不動産業者には土砂災害危険区域内の取引については、その旨を重要事項として説明することが義務づけられたこともその波及効果は大きいのです。

この土砂災害防止法の考え方は、その後、東日本大震災後の"津波防災地域づくりに関する法律"や流域治水対策の一環として改正された"特定都市河川浸水被害対策法"にも採り入れられ、自然防災法制の基本的な思想になってきています。

防災上の観点から私有地といえども土地利用に一定の制限をかけるという、考えてみれば至極当然のことが、ようやく実現されたのです。